区立幼稚園用途転換等計画の見直しの方向性について

(付議の要旨)

「区立幼稚園用途転換等計画」(平成26年8月策定) について、区の乳幼児 教育・保育施設を取り巻く環境の変化を踏まえ、見直しの当面の方向性をとりま とめたので報告する。

1 主旨

平成26年8月に策定した「区立幼稚園用途転換等計画」(以下「用途転換等計画」という。)では、区立幼稚園について、区立又は公私連携の幼保連携型認定こども関への用途転換を進めることとしている。

しかしながら、一方で、令和元年10月より3歳児からの幼児教育・保育の無償 化が開始し、令和2年4月には保育待機児童が解消した。その後、区立幼稚園においても令和3年4月の入園者数が大幅に減少するなど、区の乳幼児教育・保育施設を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、用途転換等計画の見直しの当面の方向性についてとりまとめたので報告する。

2 現状

(1) 用途転換等計画の進捗状況

①概況

用途転換等計画では、区立幼稚園について、5園を区立認定こども園、4園を私立認定こども園へ移行することとしている。これに基づき、平成28年度には多聞幼稚園を区立の幼稚園型認定こども園へ移行するとともに、平成30年度をもって塚戸幼稚園を閉園し、令和2年度、同園跡地に私立(公私連携)の認定こども園を開設した。

また、区立幼稚園を区立認定こども園に用途転換するにあたっては、学校改築等に併せて複合化し整備する方針となっている。

しかしながら、区立松丘幼稚園について区立弦巻中学校との複合化による 改築に合わせて用途転換をする計画は、新型コロナウイルス感染症の影響に 伴う事務事業の見直しにより延期している。また、区立砧幼稚園についても 区立砧小学校との複合化による改築に合わせて用途転換を計画していたが、 工事経費の増加等の事情により、計画の見直しを行っている(別紙①「区立 幼稚園用途転換等計画上の予定移行年次と現状」)。

② 用途転換後の状況

(i) 多聞幼稚園

平成28年度に幼稚園型認定こども園へ用途転換した多聞幼稚園については、区立施設として初の認定こども園であったこともあり、当初は園運営に必要十分な人員体制を整え切れていなかった。

また、幼稚園においては実施していない給食の提供や長時間の保 育、土曜日・長期休業中の預かり保育などの経験や知識が十分ではな く、職員各自が通常の業務の習熟に集中する中で職員同士の情報保 有・伝達を円滑にする仕組みも十分構築できていなかった。

このようなことから開設当初は様々な課題が生じていたため、園の 運営が安定しない時期もあったが、用途転換から5年が経過する中 で、徐々に人員体制の整備や認定こども園としてのノウハウの蓄積も 進み、幼稚園と保育園の両方の要素を融合した安定した園運営を行っ ている。今後は職員の一層の意識・技能の向上と運営の改善を図り、 認定こども園ならではの質の高い教育・保育の実践を進めていく。

(ii) 世田谷ベアーズ

区立塚戸幼稚園から用途転換した公私連携幼保連携型認定こども園世田谷ベアーズについては、開園当初の令和2年度から幼稚園枠・保育枠ともに定員を満たしており、要配慮児についても区との協定に基づき受け入れを行っている。途中園長の交代などの事情や保育実施にあたっての問題もあったが、現在は随時区と協議を行いながら、教育・保育の改善に向けて、鋭意取組みを進めているところである。

今後とも、協定に基づき、安心安全で質の高い教育・保育の実践に向けて、必要な連携や指導を行っていく。

(2) 区内乳幼児教育施設の入園状況等

区立幼稚園では、幼児教育・保育の無償化や、未就学児人口の減少等の影響により、在園児数が急激に減少している。保育所においても、待機児数が0となり、認可保育園においては欠員が生じている状況である。私立幼稚園においても、入園児数が減少傾向にある。

【参考】過去5年間の新入園児数の状況について

園 名	平成 30 年度		平成 31 年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
									(令和3年9月時点)	
	総数	倍率	総数	倍率	総数	倍率	総数	倍率	総数	倍率
	(人)		(人)		(人)		(人)		(人)	
三島幼稚園	33	0.49	39	0. 57	31	0.46	21	0.31	15	0. 22
給田幼稚園	46	0.68	50	0.74	32	0.47	16	0.24	17	0. 25
中町幼稚園	36	0.53	25	0.37	26	0.38	19	0.28	13	0. 19
多聞幼稚園	55	0.92	60	1.00	48	0.80	29	0.48	18	0.30

松丘幼稚園	49	0.72	48	0.71	45	0.66	27	0.40	15	0. 22
砧幼稚園	42	0.62	47	0.69	33	0.49	22	0.32	17	0. 25
八幡山幼稚園	35	0.52	50	0.74	27	0.40	20	0.29	19	0. 28
桜丘幼稚園	55	0.81	67	0.99	50	0.74	39	0.57	34	0.50
合 計	351	0.66	386	0.72	292	0.55	193	0.36	148	0. 28

- ※・平成30年~令和3年度は4月10日時点の数値。令和4年度は9月16日時点の数値。
 - ・各園の年度別定員は、68名。ただし、多聞幼稚園の幼稚園枠は、定員60名。

(3) 区立幼稚園等を取り巻く状況

①配慮が必要な子ども等への対応

配慮を要する児童数は令和2年度が128名、令和3年度が108名と減少傾向にあるが、園児数全体に対する要配慮児童数の割合は増加している。令和3年9月18日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(以下「医療的ケア児支援法」という。)が施行され、学校の設置者(放課後児童健全育成事業含む)は、医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務(注)を有することとなった。

(注) 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付き添いがなくても適切な 医療的ケアその他の支援受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずる ものとする。医療的ケア児の園児は現在8名で、そのうち7名が砧幼稚園に在籍している。

【参考】幼稚園における要配慮児数

園名	H28	H29	Н30	R1	R2	R3 ※ 2
塚戸※3	16 (14. 5)	16 (14. 7)	8 (13. 3)	_	_	_
三島	7 (6. 4)	6 (7.7)	10 (14. 1)	10 (12.8)	10 (12. 7)	10 (16. 9)
給田	14 (14. 4)	16 (17.8)	14 (15.6)	16 (16.0)	13 (15. 7)	6(12.7)
中町	9 (9. 3)	12 (13. 3)	13 (14. 4)	11 (18. 3)	5 (10. 2)	8 (17. 4)
多聞	16 (13. 2)	21 (17. 5)	20 (16.8)	26 (19.7)	25 (20.7)	16 (20. 5)
松丘	19 (16. 2)	22 (16. 9)	22 (19. 1)	18 (17. 6)	18 (18. 4)	15 (20. 5)
砧	23 (20. 7)	18 (21.4)	15 (16. 0)	14(15.1)	18 (22. 2)	22 (33. 3)
八幡山	19 (19. 2)	21 (21. 6)	14(17.1)	16 (18. 2)	18 (23. 1)	11 (23. 4)
桜丘	17 (12. 5)	19 (14. 0)	16 (13.0)	14(11.0)	21 (17.8)	20 (18. 9)
合計	140 (14. 0)	151 (16. 1)	132 (15. 6)	125 (16. 0)	128 (18. 1)	108 (20. 1)

- ※1 () 内は在園児に占める要配慮児の割合
- ※2 令和3年度は10月27日時点、それ以外の各年度は3月1日時点
- ※3 塚戸幼稚園は、平成31年3月で閉園

②3歳児以上の教育・保育の共通化等

平成30年4月に幼稚園教育要領等が改定され、幼稚園・保育所・認定こども園における3歳児以上の教育・保育の内容が概ね共通化された。その後、令和元年10月には3歳児以上の幼児教育・保育が無償化されるなど、3歳児からの幼児教育・保育の共通化が国の基本的な方針となっている。

③多様な保育需要

幼稚園に子どもを預ける保護者の働き方も多様化しており、幼稚園における教育・保育を望む保護者にも、長時間保育や長期休業中の預かり保育の実施へのニーズも高まっている。

④教育・保育の新たな制度枠組みへの対応

区では、令和3年12月から開設する教育総合センター内の乳幼児教育支援センターを拠点として、幼稚園・保育所等の枠を超え、乳幼児期の子どもたちに質の高い教育・保育を提供する体制を構築していくこととしている。

⑤認定こども園「保育教諭」の職種

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第14条に基づき幼保連携型認定こども園には「保育教諭」を置かなければ ならず、かつ、「保育教諭」は幼稚園教諭と保育士の両方の資格を有するこ とが求められている。

特別区人事・厚生事務組合では、区立の幼保連携型認定こども園の「保育教諭」の職務内容が「保育士」の職務内容と類似している部分があり、保育士資格を要することを踏まえ、人材の有効活用を図る観点から、「保育教諭」を一般基準上の職種「福祉」の中の「職務名の一つ」として位置付ける方向性を確認している。

3 見直しの方向性

区においては、令和3年12月から開設する乳幼児教育支援センターを推進拠点として、区全体の乳幼児期の教育・保育の質の向上を図っていく。

このような状況を踏まえ、区立幼稚園は、区内5地域の教育・保育の拠点として質の向上に向けた実践に取り組む。また、配慮を要する子どもたちの受け皿としての役割を引き続き果たしながら、医療的ケア児支援法の施行等を踏まえた医療的ケア児への対応などインクルーシブ教育・保育を積極的に推進していく。

(1) 保育待機児解消等に伴う用途転換等計画の見直し

保育待機児童の解消や区立幼稚園の入園者数の大幅な減少など、平成26年 に用途転換等計画を策定した当時とは、乳幼児教育・保育施設を取り巻く社会 状況が大きく変わっていることから、用途転換等計画全体について、見直しを 行うこととする。

(2) 私立の幼保連携型認定こども園の用途転換等計画の見直し

保育待機児が解消した状況を踏まえ、区では当面の間、新規の保育施設整備を見合わせることとしたことから、私立の幼保連携型認定こども園への転換を予定していた桜丘、八幡山、中町3園の用途転換については、見直しを行う。

(3) 区立幼稚園の適切な規模、役割等のあり方の検討

弦巻中学校との複合化による改築に合わせて用途転換することを計画していた松丘幼稚園については、他の幼稚園への集約化等に向けた検討を進めるために、区立弦巻中学校との複合による園舎の改築は行わないこととする。

また、入園児数の減少等に伴い、令和5年4月からの新規入園申し込みが開始するまでの間に、区立幼稚園の適切な規模や今後担うべき役割等を検討し、幼稚園の集約化等を含めた幼稚園全体のあり方について新たな計画を取りまとめる。

なお、区立幼稚園・認定こども園に関する新たな計画に基づく集約化等を進めた後に、未就学児人口の推移等の状況を見定めながら、他の乳幼児教育・保育施設との統合等についても検討を行う。

(4)配慮を要する児童への対応のための体制の維持及び医療的ケア児支援法施行を 踏まえた機能の拡充

各園の要配慮児の受入体制を維持するとともに、特に、成育医療研究センターの近傍に位置し、医療的ケア児の受入れが多い砧幼稚園については、医療的ケア児支援法に規定された学校設置者の責務としての「必要な措置」への対応を行う必要がある。砧幼稚園については、区立砧小学校との複合化による改築の予定にあわせて、医療的ケア児を幼稚園から小学校、新BOP学童クラブまで一貫して受け入れるモデル的取組みの一環を担う幼児教育・保育施設として必要な機能等の整備に向けた検討を行っていく。

検討にあたっては、幼稚園も含めた学校施設における医療的ケア児への支援 のあり方について、教育委員会事務局と障害福祉部等で連携して検討体制を組 み、学校(放課後児童健全育成事業を含む)全体としての支援の検討を進める。

(5) 区立幼稚園の今後の役割の強化

区立幼稚園は「学び舎」の構成園となっていることなどから、公私立幼稚園・保育所等の連携や保・幼・小連携等を先導・促進する役割を担うとともに、保護者・地域と連携しながら、家庭の教育力・養育力の向上や子育て支援に向けた取組みを行う。

また、世田谷区教育ビジョンや幼児教育・保育推進ビジョンなどに基づき、 世田谷区の特色ある幼児教育・保育の研究・試行等に取組み、その成果を区内 公私立幼稚園・保育所等に発信し、質の高い教育・保育の実践を支援する。

4 今後の取組み

今後は、関係者等を含め見直しに向けて検討を進め、令和4年7月を目途に(仮称)区立幼稚園用途転換等計画調整計画を策定し、文教常任委員会に報告することを予定している。